

目 次

条 例

ページ

- 1 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
- 2 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例…………… 14
- 3 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 17
- 4 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例…………… 19

公 告

- 予算の公表について（令和 7 年度補正予算）…………… 20
 - （令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号））…………… 20
 - （令和 7 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号））…………… 21
 - （令和 7 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号））…………… 21
 - （令和 7 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号））…………… 22
 - （令和 7 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号））…………… 22
 - （令和 7 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 2 号））…………… 23
- 予算の公表について（令和 8 年度予算）…………… 24
 - （令和 8 年度一般会計予算）…………… 24
 - （令和 8 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）…………… 25
 - （令和 8 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）…………… 26
 - （令和 8 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）…………… 27
 - （令和 8 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）…………… 28
 - （令和 8 年度交通災害共済事業特別会計予算）…………… 29

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和8年3月2日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第1号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第2号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第3号)
- (4) 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第4号)

新潟県市町村総合事務組合条例第1号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(級及び給料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(1) 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則に定めるもの)に達した日以後直近の3月31日を<u>超えて</u>在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</p>	<p>(級及び給料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(1) 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則に定めるもの)に達した日以後直近の3月31日を<u>越えて</u>在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</p>

7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～10 (略)

(宿日直手当)

第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円(勤務時間が5時間未満の場合は、2,350円)を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務

7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3～10 (略)

(宿日直手当)

第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円(勤務時間が5時間未満の場合は、2,200円)を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務

にあつては、その額は、 <u>7,050円</u> とする。	務にあつては、その額は、 <u>6,600円</u> とする。
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
定年前再任用	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
短時間勤務職員以外の職員	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200

25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800

57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			

90	267,400	307,000	357,100
91	267,700	307,300	357,500
92	268,000	307,600	357,900
93	268,300	307,800	358,100
94		308,000	358,400
95		308,300	358,800
96		308,700	359,100
97		308,900	359,400
98		309,200	359,800
99		309,500	360,200
100		309,900	360,600
101		310,100	361,100
102		310,400	361,500
103		310,700	361,900
104		311,000	362,300
105		311,200	362,800
106		311,500	363,200
107		311,800	363,500
108		312,100	363,800
109		312,300	364,200
110		312,600	
111		313,000	
112		313,300	
113		313,500	
114		313,700	
115		314,000	
116		314,400	
117		314,600	
118		314,800	
119		315,100	
120		315,400	
121		315,700	
122		315,900	

	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ</p>

<p>当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤め手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤め手当基礎額に<u>100分の53.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤め手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤め手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じた規則で定める額</u>(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員</u></p>

2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～5 (略)

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第

(3) (略)

3～5 (略)

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第

2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額)の合計額が 15 万円を超える職員の通勤手当の額は、第 2 項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

8～10 (略)
(期末手当)

第 23 条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 126.25 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 70」とする。

4～6 (略)
(勤勉手当)

第 26 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額)の合計額が 15 万円を超える職員の通勤手当の額は、第 2 項から第 5 項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

8～10 (略)
(期末手当)

第 23 条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 127.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 71.25」とする。

4～6 (略)
(勤勉手当)

第 26 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の53.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定 令和7年4月1日
 - (2) 第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定 令和7年12月1日

(給与の内払)
- 3 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額(以下この項において「平均額」という。)に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の平均額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額(以下この項において「平均額」という。)に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の平均額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額(以下この項において「平均額」という。)に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の平均額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額(以下この項において「平均額」という。)に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の平均額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の報酬条例の規定による手当の内払とみなす。

新潟県市町村総合事務組合条例第3号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するもので、団員又は消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき <u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき 217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するもので、団員又は消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき <u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき 383円</u>を、<u>第3号から第6号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき 217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p>

(1)~(5) (略)

4 (略)

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>
部長・班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>

備考 (略)

(2)~(6) (略)

4 (略)

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長・班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合条例第4号

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館条例（平成18年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
(1) 施設等使用料			(1) 施設等使用料		
ア・イ（略）			ア・イ（略）		
ウ 事務室使用料			ウ 事務室使用料		
（単位：円）			（単位：円）		
使用区分	使用単位	使用料	使用区分	使用単位	使用料
新潟県自治会館本館	1㎡につき月額	<u>1,114</u>	新潟県自治会館本館	1㎡につき月額	<u>1,036</u>
新潟県自治会館別館	1㎡につき月額	<u>1,231</u>	新潟県自治会館別館	1㎡につき月額	<u>1,140</u>
エ（略）			エ（略）		
(2)（略）			(2)（略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日以後の使用料で前納するものについても同様とする。

予算の公表について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 8 年 2 月 19 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）、令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）及び令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56,030 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 521,554 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 財産収入		2,521	1,314	3,835
	1 財産運用収入	2,520	1,314	3,834
6 繰越金		31,856	54,716	86,572
	1 繰越金	31,856	54,716	86,572
歳 入 合 計		465,524	56,030	521,554

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		370,089	△ 11,150	358,939
	1 総務管理費	369,893	△ 11,150	358,743
4 積立金		33,573	41,102	74,675
	1 基金積立金	33,573	41,102	74,675
5 予備費		1,500	26,078	27,578
	1 予備費	1,500	26,078	27,578
歳 出 合 計		465,524	56,030	521,554

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
職員研修及び講師等養成研修に係る委託料	令和7年度から令和8年度まで	42,704

令和7年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計
補正予算(第1号)

令和7年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ976,733千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,070,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		33,711	33,083	66,794
	1 財産運用収入	33,710	33,083	66,793
4 繰越金		1	911,660	911,661
	1 繰越金	1	911,660	911,661
5 諸収入		1,883	31,990	33,873
	2 預金利子	1,640	31,990	33,630
歳 入 合 計		5,093,599	976,733	6,070,332

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		2,223,737	976,733	3,200,470
	1 基金積立金	2,223,737	976,733	3,200,470
歳 出 合 計		5,093,599	976,733	6,070,332

令和7年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業
特別会計補正予算(第1号)

令和7年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,627千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	16,627	16,628
	1 繰越金	1	16,627	16,628
歳入合計		34,803	16,627	51,430

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		40	16,627	16,667
	1 基金積立金	40	16,627	16,667
歳出合計		34,803	16,627	51,430

令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,585千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,753,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 交付金		940,004	33,400	973,404
	1 交付金	940,004	33,400	973,404
5 繰越金		3,250	185	3,435
	1 繰越金	3,250	185	3,435
歳入合計		1,719,964	33,585	1,753,549

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		1,718,139	33,400	1,751,539
	1 消防団員等事業費	1,699,411	33,400	1,732,811
2 積立金		1,824	185	2,009
	1 基金積立金	1,824	185	2,009
歳出合計		1,719,964	33,585	1,753,549

令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	431	432
	1 繰越金	1	431	432
歳入合計		32,303	431	32,734

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		1,710	431	2,141
	1 基金積立金	1,710	431	2,141
歳出合計		32,303	431	32,734

令和7年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,121千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ879,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		18,394	4,121	22,515
	1 財産運用収入	18,393	4,121	22,514
歳入合計		875,377	4,121	879,498

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		361,144	4,121	365,265
	1 基金積立金	361,144	4,121	365,265
歳出合計		875,377	4,121	879,498

予算の公表について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 8 年 2 月 19 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和 8 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、令和 8 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、令和 8 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、令和 8 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、令和 8 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び令和 8 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

令和 8 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

令和 8 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 474,517 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		74,152
	1 負担金	74,152
2 交 付 金		34,898
	1 交 付 金	34,898
3 使用料及び手数料		209,182
	1 使 用 料	209,182
4 財 産 収 入		5,670
	1 財産運用収入	5,669
	2 財産売払収入	1
5 繰 入 金		125,379
	1 特別会計繰入金	125,378
	2 基金繰入金	1
6 繰 越 金		23,667
	1 繰 越 金	23,667
7 諸 収 入		1,569
	1 預金利子	49

	2 弁償金	1
	3 雑入	1,519
歳入	合計	474,517

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,031
	1 議会費	1,031
2 総務費		378,623
	1 総務管理費	378,454
	2 監査委員費	169
3 事業費		59,161
	1 研修等事業費	59,161
4 積立金		34,202
	1 基金積立金	34,202
5 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳出	合計	474,517

令和8年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算
 令和8年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,571,013千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,476,003
	1 負担金	5,476,003
2 財産収入		90,757
	1 財産運用収入	90,756
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		1

	1 繰越金	1
5 諸収入		4,251
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	4,122
	3 雑入	128
歳入合計		5,571,013

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		4,969,649
	1 退職手当事業費	4,932,144
	2 繰出金	37,505
2 積立金		580,396
	1 基金積立金	580,396
3 諸支出金		17,968
	1 雑支出	17,968
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		5,571,013

令和8年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算
令和8年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,099 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		9,546
	1 負担金	9,546
2 財産収入		72
	1 財産運用収入	72
3 繰入金		24,478
	1 基金繰入金	24,478

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		34,099

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		34,027
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	32,888
	2 繰出金	1,139
2 積立金		72
	1 基金積立金	72
歳出合計		34,099

令和8年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算
 令和8年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,739,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		717,513
	1 負担金	717,513
2 交付金		973,373
	1 交付金	973,373
3 財産収入		1,799
	1 財産運用収入	1,798
	2 財産売払収入	1
4 繰入金		43,781
	1 基金繰入金	43,781
5 繰越金		2,573

	1 繰越金	2,573
6 諸収入		532
	1 預金利子	395
	2 雑入	137
歳入合計		1,739,571

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		1,737,772
	1 消防団員等事業費	1,719,044
	2 繰出金	18,728
2 積立金		1,798
	1 基金積立金	1,798
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		1,739,571

令和8年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算
 令和8年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,417千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		738
	1 負担金	738
2 財産収入		1,676
	1 財産運用収入	1,675
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1

5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		32,417

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		30,592
	1 消防賞じゅつ金費	30,402
	2 繰 出 金	190
2 積 立 金		1,824
	1 基金積立金	1,824
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		32,417

令和8年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

令和8年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ803,549千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 会 費 収 入		295,135
	1 会費収入	295,135
2 財 産 収 入		21,965
	1 財産運用収入	21,964
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		486,445
	1 基金繰入金	486,445
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		3

	1 預金利子	1
	2 雑入	2
歳入合計		803,549

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		518,720
	1 交通災害共済事業費	450,904
	2 繰出金	67,816
2 積立金		284,328
	1 基金積立金	284,328
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		803,549